

JFCC

VIEWS
創造と共生の社会をめざして

C O N T E N T S

岐路に立つ助成財団 伊藤 博士	1
相互扶助思想の遺産から民間助成財団を考える ～「相互扶助の経済」が意味するもの～ 五十嵐 暁郎	2
助成財団とコンプライアンス 濱口 博史	6
資産・年間助成額ランキング	9
日本教育公務員弘済会の教育情報誌 『きょうこう特別号』にて 東日本大震災を体験した児童生徒の声を特集	11
財団ニュース：新会員紹介／会員募集 ／編集後記	12

非営利の世界に来て4年経った。時々過去の記録を調べているが、トヨタ財団の1991年度報告書の中に「岐路に立つ企業財団」という文書を見つけた。当財団の常務理事で助成財団センター(JFC)の設立に深く関わった(故)山口日出夫さんが書かれたものだ。一部を整理して書き出すと、

- ・アメリカの場合には「企業財団」は通常基金の出資者である親会社との結びつきが強く、その助成プログラムも親会社の利益を反映し活動地域も結びつきが強い。
- ・日本では、企業財団の歩んできた道は、アメリカでいうところの独立財団型であり、数少ない日本のフィランソロピーの担い手としての存在感は大きかった。
- ・ところが企業自身がフィランソロピーに取り組み、経団連1%クラブや企業メセナ協議会へ参加を決めるようになってきた。
- ・企業財団でありながら独立財団型の生き方をしてきたトヨタ財団の将来はどうなるのであろうか。

JFCは1988年に財団法人となり、1991年は基本財産と特定基本財産をあわせた基金が5億円となり財団法人としての財政的な基盤が整った時であった。この頃まで財団の新規設立が多く助成金額も右肩上がりの成長が期待されていたが、その後の「失われた20年」や上述のような企業内部の変化の中で「企業財団」は大きく変わることは無く、伝統ある財団は安定的に助成活動を続けてきたように見える。しかし、「企業財団」も「助成財団」もその定義がなく、はっきりした統計が存在しないので全体像を数値で捉えることはできていない。

当初期待された役割として、JFCの設立趣意書は次のように規定している

- (1) 助成財団等に関する資料、文献などの図書館
- (2) 助成する側と助成を求める側との情報交流の場
- (3) 助成活動の内容全般について社会的な理解を促進する機関

JFC設立時のモデルとされるアメリカのFoundation Centerは現在8万を超える独立財団・

岐路に立つ助成財団

公益財団法人 トヨタ財団 常務理事 伊藤 博士



企業財団などのデータや300万件の助成プログラムのデータベースを構築し、そのデータ検索の使用料を大きな収入源としている。年間活動費(約36億円)の半分は多数の著名財団が負担しており、データに基づいた業界の全体像を分かりやすく説明している。

法制度が異なる日本では直接比較できるものではないが、何らかの「助成」を行っている財団はJFCによる手作業抽出によれば約3,000あるという。しかしJFCの会員となっているのはわずか250財団にとどまる。研修セミナー、出版などで得られる収入と会費を併せて約4,500万円の年間活動費を賄っているが、予算規模において米国のFoundation Centerとは二けたの違いがあり、当然ながら同じことはできない。

JFCは基金の運用益の低迷による収入減、インターネットの普及による図書室・資料室のニーズの消滅、助成金情報を取りまとめた出版事業の限界と言った状況に加え、もともと助成財団の数が少ない上に、現在提供されているキャパシティビルディングや相談事業以外のサービスを必要としている財団はさらに少なく、会員数を大幅に増やす手立てが見つからないのが現実である。その一方で助成金を必要としている人々に対してJFCが無償提供する助成金情報サービスへのニーズは極めて高い。

前述の文書の中で山口さんは、

・日本にはアメリカのような個人(ファミリー)財団が少ないので、日本の企業財団は、どうしてもアメリカの個人財団的な役割を担わねばならない。

と結論づけていたが、成果が評価しづらい助成事業に使われる巨額の寄付金を株主に説明するのは容易ではない。

現在の公益財団法人は様々な団体を包含しているが、公式統計としての「助成財団」の区分はなく、その活動内容や成果をモニターする仕組みもない。日本の非営利セクターへの更なる資金的な貢献を「助成財団(≒企業財団)」に期待するのであれば、その効用を説明できる説得力のあるデータや理論を整えることが必要ではなからうか。これらの課題解決に向けたJFCの今後の取組に期待したい。

相互扶助思想の遺産から 民間助成財団を考える ～『相互扶助の経済』が意味するもの～



立教大学名誉教授
五十嵐 暁郎

近年、市民社会やコミュニティについての研究がしきりに試みられている。世界中の多くの人々が、グローバル化した資本主義の広範かつ強力な影響下において、自分たちの社会の自律性を維持し発展させるためにはどうすべきか、という課題に直面しているからであろう。格差社会を分析したピケティの『21世紀の資本』のような専門書が十数万部も売れるブームになり、先日亡くなった宇沢弘文氏が人間、社会にとっての経済を問うた本が再び手にとられているのも、同じ理由からであろう。本稿では、私が監訳し、最近出版されたテツオ・ナジタ『相互扶助の経済』（福井昌子訳、みすず書房刊）で展開された思想史研究を紹介し、あわせて民間助成財団の意義について考えてみたい。



テツオ・ナジタの思想史研究 テツオ・ナジタは1936年ハワイ生まれの日本政治思想史研究者である。ハーバード大学大学院で学び、1965年にHara Kei in the Politics of Compromise, 1905-1915, Harvard University Press, 1967（『原敬—政治技術の巨匠』安田史郎訳、佐藤誠三郎監訳、読売新聞社、1974年）で博士号を取得した。その後は日本政治思想史の研究を中心に、米国の代表的日本研究者の一人として評価されている。日本語に翻訳されている主著には、次のようなものがある。

『明治維新の遺産—近代日本の政治抗争と知的緊張』坂野順治訳、中公新書、1979年（講談社学術文庫、2013年）

『戦後日本の精神史—その再検討』岩波書店、1988年／2001年、前田愛、神島二郎との共編著（岩波モダンクラシックとして再刊）

『懐徳堂—18世紀日本の「徳」の諸相』子安宣邦訳、岩波書店、1992年

『Doing思想史』平野克弥編訳・三橋修・笠井昭文・沢田博訳、みすず書房

ナジタは長年にわたってシカゴ大学で教え、同僚のハリー・ハルトゥニアンとともに多くの日本思想史研究者を育てた。彼らは従来の日本研究の枠にとらわれず、他の学問分野の理論からも刺激を受けながら、先鋭な方法論にもとづく独自の日本研究を展開して「シカゴ学派」と呼ばれている。

ナジタの『明治維新の遺産』は、江戸中期から現代にいたる政治思想の奔流を「官僚合理主義」的価値観と「理想主義」的価値観との相克として描き出した。この研究において、荻生徂徠、太宰春台らの合理主義と大塩平八郎、山県大弼の理想主義の対立、おなじような対立構図で大久保利通と西郷隆盛、伊藤博文と植木枝盛、浜口雄幸と北一輝を論じている。その分析の鋭さとスケールの大きさにおいて、きわめて野心的な研究であり、われわれが歴史上および現代における思想的対立、歴史的展開を考えるうえで示唆に富んでいる。

『懐徳堂』は、大阪のユニークな商人学問所に集った思想家を分析の対象としている。豪商の援助に支えられ、また商人をふくむさまざまな階層の人々を相手に論じた懐徳堂の思想家たちは、支配者である武士を対象にした他の学問所とくらべて自由な学風を、その特徴としていた。丸山真男によって近代ヘリドした思想家とされている荻生徂徠のように古文辞学によって先王の教えを学ぶのではなく、同時代の商人の活動や万物を形成する自然に学ぶ学問を築いた。懐徳堂のそうした学問的な姿勢は、『相互扶助の経済』で取り上げる町人自身および二宮尊徳の報徳思想につながるものである。

『相互扶助の経済—無尽講・報徳の民衆思想史』

『懐徳堂』の研究を行っていたとき、ナジタはこの学問所の扉の外でも、町人によるさまざまな商業活動や議論、その出版が行われていたらしいことに気づき興味を持った。その議論や活動がどのようなものであったかを解き明かす鍵は、かれがいつも何気なく通り過ぎていた懐徳堂の跡地にあった。懐徳堂跡地を示す石碑は現代的なビルの壁面に埋め込まれていたのだが、そのビルこそは日本生命保険相互会社（現在のニッセイ）本社、すなわち



この会社の発祥の地であった。

本書には、こうした「断片的」な記憶がつなぎ合わされて「相互扶助」の全体像が明らかになっていくという、スリリングかつエキサイティングな場面がたびたび登場する。そのことは言いかえれば、著者の歴史学者としての鋭い推理が随所に示されているということでもある。本書は、著者にとってはじめての本格的な民衆思想史である。それゆえに、資料を公文書館の公式文書に求めるわけにはいかず、民衆による断片的な言説を歴史学者の想像力によってつなぎ合わせていくしかなかったのであるが、その手腕は見事と言うしかない。

日本生命を創立したのは近江商人の弘世助三郎(1844-1913)であり、福沢諭吉の同時代人であった。近江商人として全国各地を相手に商いをおこなっていた弘世は「多賀講」に注目した。近江の多賀大社では参拝者が緊急時に応急手当を受けるためにこの講を組織した。メンバーは緊急時に備えて「貯金」し、おたがいに助け合っていたのである。弘世は「多賀講」をモデルにして、1870年代初めから生命保険会社を設立することを考え1896年、大阪に日本生命を設立した。近代的な会社に徳川時代の相互扶助という精神が生かされたのである。現在、創業120年を記念するニッセイのホームページには、創業の理念として本書のテーマでもある「相互扶助」が紹介されている。

このエピソードから始まる本書の内容について順を追って紹介しよう。ナジタはまず、民衆がかれらにとって不安定な時代状況—封建制下においては貧困、飢饉、疾病、そして近代の資本主義化においては資金不足—において、どのようにしてやりくりし生き残ったのか、その社会的実践と、その間に民衆に内在化した思考の社会史が本書のテーマであると述べている。(第1章)

そうした実践と思考は当時、商人によって、おなじ商人、民衆のために多くの小冊子に著され出版された(これらの小冊子は、のちに1920年代に「通俗経済」のタイトルの下に編集された)。ナジタはフィールドワークで訪れた愛知県知多半島の半田の資料館でもこれらの小冊子が集められていることを確認した。かつて海上交易によって栄えた半田の町人は、江戸や大坂との交易の際に、これらの本を買い求めては持ち帰り、一日の仕事の後でその内容について話し合っただけで知識を共有したのである。半田だけでなく、全国各地の商人によっておなじようなことがおこなわれていたであろうことは想像に難くない。

思想史的背景 ナジタは、こうした実践の背景にある思想史の文絡を明らかにすることによって、民衆経済の理解を深めている。貨幣をため込むことが目的ではなく、流通させることが社会を動かすのだという民衆経

済の考えは、懐徳堂の山片蟠桃やまがたばんとうや草間直方くさまなおかたの思想と共通していた。かれらによれば、貨幣の流通が社会を動かし、それを担う商人の積極的な活動が社会的な意味を持つのである。つねにリスクと背中合わせの商売の場での判断についても、民衆経済の世界においては興味深い議論を展開していた。すなわち、「中」という相対的な正確性によってリスクを最小限に抑える知恵を働かせるべきであり、リスクがあるからと言って躊躇すべきではないという考えである。こうした考えは、民衆とともに生活し、民衆経済に積極的な知性を見出した海保青陵かいほせいりょうの思想にも見出せる。青陵によれば、すべての人の内なる自然である生命が積極的な知性として働き、それが労働と結びついて社会的な福利を生み出すのである。このような自然観とそれへの信頼、したがって人間の平等性にたいする信念は、本書が取り上げている思想、運動に共通している。(第2章)

こうした思想は、具体的には「講」(頼母子講たのもしこう、無尽講むじんこう、もやいなどと呼ばれる)の枠組みによって社会的実践として展開した。講は長い歴史を有し、日本国内で実践されたが、おなじような組織と実践はアジアやアジア人の移民先にも広がっている。講は広範に普及しただけではなく、民衆の生活、意識に深く浸透して生活の一部になっていた。前述のように、青陵はリスクを冒し賭けることは人間の本性に根差しており、それを生活向上への心意気のような建設的な方向づけを行なうべきだと考えていたが、リスクや賭けの度合いを減らし、信用によって利益を確保する講は、その意味で民衆にとって格好の投資であった。著者はまた、講が信用されたのは、それを利用する民衆が契約をつくり守ることができるほど識字率が高かったからだとも述べている。

著者はまた、契約や信用の根底には、「生—生のみ」という自然概念にもとづく実践倫理が存在したことを強調している。朱子学や荻生徂徠は、宇宙にはその原理である「理」と、それによって形づくられる「氣」が存在し、人間社会も理の道德規範や、それを学んだ人々によって支配されるべきであると考えた。これに対して、伊藤仁斎いとうじんさいや安藤昌益あんどうしょうえき、貝原益軒かいばらえきけん、三浦梅園みうらばいえんなどの思想家は、宇宙には「生だけ」、氣のエネルギーの展開だけがあり、道德規範も自然のエネルギーの展開として積み重ねられた実践、他者のための実践によって形成されると考えた。こうした信念にもとづいた梅園が18世紀半ばに、かれが生活していた村のために書いた無尽講の合意文書は、20世紀になっても維持され機能していた。(第3章)

報徳の思想と運動 講を村の境界を越えて結びつけ、講にダイナミズムを与えたのが、二宮尊徳によって始められた報徳運動であった。仁斎、昌益、益軒、梅園とおなじように、尊徳も自然の氣一元論を信奉していたが、

かれにとって人間の道徳的な責務は、生命という天の恵みを養うこと、具体的には相互扶助的なコミュニティにおいて農業を実践することであった。天はわが身にそれぞれ存在するがゆえに人は平等であり、また、天によって与えられた知性を組織的に自然にたいして投入することによって、自らを助け、相互扶助の徳を実現することができる考えたのである。

農業の実践計画である「仕法」と、その理論である「分度」が報徳運動の基本的な方法論であった。報徳運動によって、尊徳は村々の生産と生活、さらには支配階層であるはずの武士に代わって藩の財政を再建した。のちに近代の国家主義思想によって、尊徳は勤勉な愛国主義者として利用されることになるが、本来の尊徳は、自然に学び自然に帰ることを人生の目標とした、相互扶助コミュニティのリーダーであった。「自分が死んだら森の中に埋めて標も置かないでほしい」と遺言したというエピソードは印象的である。しかし実際には明治国家によってかれは利用され、各地に報徳神社が建立され、尊徳は神としてあがめられることになった。(第4章)

明治国家による近代化によって地方社会が社会的政治的に不安定になっていることが問題になると、政府は相互扶助組織を利用しようとした。それも、伝統的な相互扶助ではなく、競争的資本主義の導入による「安定」をもくろんだのである。全国的な影響力を持っていた報徳運動は、その政策の最大のターゲットになった。報徳運動を資本主義的な協同信用貸付組合に改編しようとしたのは、ヨーロッパでその例を視察してきた品川弥二郎しながわ やじろうと平田東助ひらた とうすけであり、かれらの代弁者として報徳運動のメンバーの説得に当たったのは、当時農商務省の官僚だった柳田國男であった。当時の柳田は、報徳運動が相互扶助の倫理性に執着し前近代的であるときびしく批判したのである。

かれらに対して報徳運動を代表して応答したのは、報徳社を代表する知識人、岡田良一郎だった。岡田は一方で、報徳運動が近代化に取り残されないように、西洋近代において社会の幸福実現を追求する功利主義思想に調和しようとしてつとめた。しかし、資本主義的近代化をめざす政府の官僚たちが優勝劣敗を掲げる社会ダーウィン主義を信奉し押しつけることには我慢できなかった。人間の平等性と弱者救済をめざす相互扶助を基本思想とする報徳運動にとって、強者の正当化をゆるすことは断じてできなかったのである。(第5章)

近代化および戦後社会における講の展開 報徳運動とは別に、講の枠組みは民間の投資や下層民衆の資金づくり、福祉のために利用された。都市銀行は国家経営に追随し、資力が乏しい民衆は相手にしなかった。こうして全国に多数の無尽会社が設立され、産業化時代の

民衆を支え、地域内に資金を循環させて相互扶助の役割を果たしたのである。政府も無尽会社が果たしていた役割を認め、その濫用をふせぐ規制をする以外に干渉しようとはしなかった。法の対象外に置かれることによって、無尽会社は民間の講として存続し、機能した。戦後、無尽会社は「相互銀行」へ、そして普通の銀行へ移行したが、国内外の金融マーケットにリンクすることによって危機にさらされた。(第6章)

相互扶助の伝統は戦後社会においても、そのかたちを変えて存続した。講は戦後復興を資金的に、また生活面で支えた。今もなお、相互扶助を実行している報徳運動が自立した「仕法」を実践している例さえある。戦後における政党政治の再出発に際して、相互扶助の主張は共同民主主義にその表現を見出し、日本協同党などが結成されたが、保守党の合同によって吸収され、短命に終わった。しかし、その平等の主張や自然を重視する思想は、市民運動やエコロジー運動として展開した。東京の下町の生協運動は、無尽に注目して運営に取り入れ、高度経済成長を生き抜いた。阪神淡路大震災に際しては、相互扶助の思想や実践が、多数の人々によるボランティア活動への参加となってその伝統が生きていることを示した。(終章)

研究の今日的意味 このナジタの研究は、私たちが注目してこなかった、民衆の「忘れられた」歴史を思い出させてくれる。講の実践は、本書で明らかにされているように、近代化と資本主義の圧倒的な影響力によって、記憶のあなたに遠ざかるうとしている。また、報徳の思想と運動は、国家主義的な思想によってねじ曲げられたことによって、戦後は否定的なイメージに覆われてしまった。

しかし、社会のさまざまな面において市民の連帯が必要とされている今日であるからこそ、講と報徳の民衆思想史は思い起されなければならないだろう。徳川幕藩体制と明治国家の外側には民衆による活動的な公共圏が存在していたことを学ぶ必要がある。ナジタが指摘しているように、相互扶助の思想と運動が私たちひとり一人のなかにDNAとして存在していることは、阪神淡路と東日本大震災の救援ボランティア活動に多数の人々が立ち上がったことによって実証されている(ナジタがこう言うとき、かれの念頭にあるのは、故郷のハワイ島の海岸の町、ヒロが1946年と60年の津波の被害から十分に立ち直れなかったことである)。

また、戦後の生協活動などにも、その思想と運動が生かされている。私たちは活動的な公共性の思想的伝統を持っているのであり、そこに社会変革の基点を見いだすべきであろう。本書は、その思想が社会で躍動していた時代におけるその内容の豊かさと、それが共通の自然観



と人間の平等性にたいする信念を共有することにもとづくことを教えてくれる。

結び——民間助成財団にとっての意義 今日^の民間助成財団の活動にとって、日本社会に相互扶助の思想にもとづく公共圏の伝統が存在することを知らずしては意義深いのではないだろうか。相互扶助の公共圏が存在することによってはじめて、民間助成財団による助成はその公共圏の拡充に寄与することが期待できるからである。言い換えれば、今日における公共圏の再生を期待してこそ積極的に遂行するに値する活動であるだろう。

前述のように江戸時代の町人は、自分たちの商売の秘訣まで、他の商人、民衆のために小冊子に著して公開した。それは、相互扶助という彼らにとって当然のモラルにもとづき、ともに商売と生活を維持して生き抜いていこうという意思、意気込みの表れであった。そういうことを実行したのは、かれらが自分たちのコミュニティ、いわば公共圏の存在を確信していたからであろう。かれらは、ともに議論し生き抜こうとしたのである。

報徳運動の理論的支柱の一つに「^{すいじょう}推譲」がある。これは、運動によって利益を得た人々、あるいは報徳運動に共鳴する人々が、この運動に私財を寄付することを

指している。この「推譲」によって報徳運動のファンは拡充し、その活動もより活発になる。報徳運動のもう一つの理論的支柱は、前述の「分度」すなわち将来計画のための厳密な理論である。この二つが報徳運動の車の両輪の役割を果たしている。

民間助成財団の活動になぞらえるならば、援助する側も援助される側も、相互扶助というモラルと将来の社会を形成するための理論形成に寄与するという計画性を共有すべきである、ということになるであろう。地域や社会の問題解決にともに取り組むパートナーであるという相互認識を前提にして、中長期の視点にもとづき、より良い社会の形成に向けたチャレンジングな助成にともに取り組む姿勢が重要ではないだろうか。

相互扶助の経済—無尽講・報徳の民衆思想史

テツオ・フジタ著 五十嵐暁郎(監訳) 福井昌子(翻訳)

出版社：みすず書房

400ページ 定価 5,832円(本体5,400円)

ISBN 978-4-622-07889-0

2015年3月25日発行

(本書のもととなる研究の主要部分に対しては、トヨタ財団から研究助成(1988及び90年度)が行われた。)

五十嵐 暁郎 プロフィール

1946年生まれ

立教大学名誉教授

1975年 東京教育大学大学院博士課程修了

2012年 立教大学法学部を定年退職
名誉教授に就任

1987年～ 立教大学法学部教授

1989～90年 延世大学国際学部客員教授

1982～84年 シカゴ大学客員研究員・客員教授

1980～87年 立教大学法学部助教授

1977～80年 神奈川大学法学部専任講師

1975～77年 立教大学法学部助手

主要編著書：

『相互扶助の経済—無尽講・報徳の民衆思想史』テツオ・フジタ著(監訳)2015年、みすず書房

『再生する都市空間と市民参画—日中韓の比較研究から』(編著)2014年、クオン社

『女性が政治を変えるとき』(ミランダ・シュラーズと共著)2012年、岩波書店

『日本政治論』(単著)2010年、岩波書店

『高島通敏著作集』(編集)2009年、岩波書店

『象徴天皇制の現在』(編著)2008年、世織書房

『平和とコミュニティ』(編著)2008年、明石書店

『東アジア安全保障論の新展開』(編著)2005年、明石書店

『現代市民政治論』(共著)2004年、世織書房

『変容するアジアと日本』(編著)1998年、世織書房

『明治維新の思想』(単著)1996年、世織書房

『新・アジアのドラマ』(単著)1995年、潮出版社

『田中角栄ロング・グッドバイ』(編著)1995年、潮出版社

『民主化時代の韓国』(単著)1993年、世織書房

助成財団とコンプライアンス

弁護士、助成財団センター評議員

濱口 博史

1 はじめに

現在の公益法人制度では、法人法については準則主義に、公益認定の部分についても、より裁量の少ない透明な制度になった。主務官庁制が存在した旧制度に比して、さらに自主的な規律が求められている。実際にも、社会の信頼を壊すような事象¹が発生すれば、当該財団は厳しい批判にさらされるであろうし、財団制度自体の信用性が揺らぎかねない。

そこで、本稿では、助成財団をコンプライアンスの観点から見直してみたい。

2 コンプライアンスとは何か。

コンプライアンスとは、「法令遵守」のことである。「法令」としているが、ここで遵守すべき対象には、すべての法令・定款以下の法人の規則が含まれる²。

3 助成財団のコンプライアンスの重要性

まず、マイナスの影響をみる。助成財団のコンプライアンスが欠けた場合、どのような不利益が及ぶか。営利組織での議論を参考にすると³、市場（「拠出者・寄付者」「ボランティア」「消費者」「利用者」「受益者」）によるボイコット、国（行政、司法）による処分・処罰（公益法人では認定法による処分等）、社会的批判を受けることが挙げられよう。また、法人自身にとっても、ガバナンス不全から従業員の不正の温床になることがあげられる。助成財団全体ひいては公益法人制度全体の公共性への全般的な信頼の低下もマイナスの影響としてあげられるであろう⁴。

それでは、プラスの影響はどうか。助成財団のコンプライアンスが十全である場合、どのような利益が及ぶか。

法人のブランド価値の向上、人材の質と組織の士気（モラル）の向上、内部管理コストの低減、組織の迅速かつ効率的な意思決定、以上を通じた市場、地域社会への好影響、制度全体の信頼維持・向上があげられよう⁵。

4 法人のコンプライアンスの体制とはどのようなものが考えられているか

それでは、法人のコンプライアンスの体制とは一般にどのようなものか⁶。

一般法人法では、法人と理事との間は委任の関係である。そこで、理事の法的責任が、主として善管注意義務違反として問われる。そして、善管注意義務にも種類があるが、このうち法令・定款に違反しない義務は当然の義務であるので、コンプライアンスの体制としては、善管注意義務のうち監視・監督義務を柱として、検討するのがわかりやすいであろう⁷。

この点からみると、まず、①代表理事には、その指揮下にある業務執行理事の業務及び使用人を監督する義務がある。また、②業務執行理事には、その指揮下にある使用人を監督する義務及び他の業務執行理事の業務を監視する義務がある。そして、③業務を執行しない理事には、代表理事及び業務執行理事を監視する義務がある。そして、名目的な理事、報酬のない理事及び内容を知らされていない理事であっても原則として責任を免れない⁸。

以上の監視・監督義務は、個別の状況に応じた対処を前提とする。しかし、規模・業務の内容からして、個別の監視・監督では不適當な場合がある。その場合には、④組織的・体系的に監視・監督するための内部管理体制⁹を構築・

1 助成財団で想定される不祥事としては、資金運用の誤り、横領、審査における不正等がありうる。

2 広義には、企業倫理まで含まれる。企業倫理は、社会が企業に対して評価をする際の基準になることが多いので、したがって、少なくともリスク管理の観点からは、広義で理解しておく方が多い場合が多い。なお、コンプライアンスと関連するものに、SR、ガバナンスがあるが、紙幅の関係で省略する。

3 高巖『コンプライアンスの知識（第2版）』（日本経済新聞社、2010年）93頁以下

4 なお、社団の法形式を用いている助成財団においてはなお、代表訴訟の制度がある。

5 上掲・高112頁以下参照。

6 以下では、一般法人法及び公益認定法を念頭におく。他の法に基づいて設立された助成財団については他日を期したい。

7 評議員会制度、理事会制度、監事制度及び会計監査人制度等のガバナンスの制度についてもコンプライアンスの体制と密接に結びつくが本稿では取り上げない。また、責任を追及するための制度についても触れない。

8 法人に責任の一部免除の制度が存在し、その適用を受ける理事（法人法113条以下）については別の議論となる。

9 以下では、使用人に対する監督義務のみならず、代表理事及び業務執行理事に対する監視義務を果たすための体制を意味するものとして用いる。



維持する義務¹⁰が理事に生じる。また、その反面、適切に内部管理体制を構築・維持していれば、監視・監督義務違反に問われることは原則としてなくなる。

以下では内部管理体制を中心にみていく。

5 内部管理体制の構築・維持¹¹

(1) 内部管理体制の構築

PDCAの考え方¹²に即して構築するのが一般的である。手順としては、ミッションステートメント、倫理規定及び行動規範などの基礎となる文書の整備、法人全体におけるリスクの把握を行うことがまず重要である。この二つを基礎として、内部管理規程を作成しながら、内部規程と整合する各種実施計画（改善計画、教育計画、監査計画）をたて、その実施マニュアルを策定する。そして、当該マニュアルにしたがい、各種計画を実行していく。内部監査によって改善点が見つければ、改善計画を立て実施をする。必要があれば、教育を行う必要がある。経理会計関係、事業関係、労務・総務関係、役員会関係など具体的な部署毎の監査のマニュアルと教育が必要であろう。

なお、内部管理規程とともに重要なのが、組織体制の構築である。コンプライアンス担当者、内部監査室、コンプライアンス委員会などの独立した部署が必要であるが、人員等の関係から困難な場合も多い。兼務はやむを得ないが、担当者の研修と訓練は不可欠である。¹³

(2) 内部管理体制の維持・発展

規程類が備置されていたとしても、運用が伴っていないければ意味がない。また、その運用も、不適切になされていけばこれもまた意味がない。内部管理体制の継続的な見直しの視点をもつことが大切である。

6 助成財団のコンプライアンス遵守体制についてその特殊性があるとすれば、何か？

コンプライアンス遵守体制について助成財団の特殊性があるとすれば、それは何であろうか。¹⁴

(1) 高度の説明義務の存在

助成財団は、非営利組織であるので、営利企業において

10 大規模法人においては、使用人の監督体制を構築する義務が生じることが明示されているが（法人法90条5項4号）、この基準に達していない場合でも義務が生じないものではない。法人の規模と業務の内容等によって、内部管理体制を構築・維持する義務の発生の有無が決まるのである。

11 主として上掲・高135頁以下のまとめを参考にしている。なお、不祥事が生じたときの対応については本稿では触れない。

12 ここでは、内部統制の体制を構築・維持する計画をたて（PLAN）、この計画を実行し（DO）、実行が計画通りかチェックし（CHECK）、そのチェック内容にしたがい、見直す（ACTION）という一連の過程をいう。

13 なお、理事の業務執行を監視するシステムは別途検討する必要がある。

14 大規模ではないが、内部管理体制の構築義務がないとはいえない。

も存在するステークホルダーのほか、資源の供給者としてのボランティア、寄付者等のステークホルダーがある。また、事業の公共性や寄付・ボランティアを募るという性質からして、広く社会一般からの信頼を受けている必要がある。以上の点から、法的な意味ではないが、説明義務の程度が高い。なお、助成財団においては、拠出者が小数である場合が多いが、その場合でも、説明義務の程度が低いということにはならない。この点誤解の向きがあるのは問題である。

助成財団では、説明義務の高さに応じて内部管理体制の精度を高める必要があるといえる。

(2) 外部的監視の存在

助成財団においては、拠出者が存在する。したがって、監視を外部から期待できる場合があるが、そのために内部管理体制構築の程度が低くてよいということにはならない。¹⁵ 原則に立脚し、内部管理体制の構築・維持を自主的に行うべきである。

この点に関連し、逆に拠出者が小数である場合があり、監視の程度が弱い場合があるが、この場合も原則に立脚し、内部管理体制の構築・維持を自主的に行うべきである。

(3) あいまいな意思決定又は独断専行の危険

次にみるように意思決定にはコストがかかることから、意思決定があいまいなまま進む危険、あるいは逆に、独断専行の運営がなされる危険がある（これらは、内部管理体制構築の前提となる場面であるといえよう）。

すなわち、助成財団においても、一般の非営利組織と同様、その目的が利潤にはないため、その目的の設定や目的達成のための道筋（組織の構築も含む）や効果測定方法に幅があり、議論を集約する必要があるところ、資本的多数決で決めるのではなく一人一票で決する（財団法人では、理事も評議員も一人一票である）。そこで、議論の集約にコストがかかる¹⁶。また、個々の理事や評議員に利潤動機によるインセンティブがないため、議論の集約のための、ノウハウが相当程度ないと、一人が専行することになるか、または全体的に無責任の体制になるという危険がつきまとう¹⁷。

かかる危険に対しては、意思決定にコストと時間がかかることを共通の理解として、信頼を基礎とする組織

15 財団のほうに、拠出者の意向が重要であるという意識がある可能性がある。拠出者から自立した自主的な判断を加えて行う組織文化が存在すればよいが、そうでなく、拠出者から自立した自主的な判断がそれ故に阻害されているという場合、問題が生じる。そして、問題が生じても、拠出者のほうで監視・監督をこまめにする制度又は慣行が存在している場合はよいが、そうでないと、どこにも監視・監督の仕組みがないという状態になってしまうのである。

16 組織によっては、フラット組織であるがゆえ、指揮命令の系統がはっきりしないという問題点がありうる。

17 この場合、理事・評議員に退出する選択肢を選ぶことがある。派閥争いが発生する可能性があり、そのときには、退出の選択肢が現実的になる。

文化を作り上げていくという一見回り道にみえる積み重ねが必要であろう。また、信頼の醸成の点からは、情報の共有が重要であり、したがって、情報の種々のレベルでの開示が極めて大切となるであろう。

(4) 内部的監視のインセンティブが少ないという危険

助成財団においては、非営利組織一般と同様、利潤動機がないので、理事や評議員において、監視についてのインセンティブが乏しい場合がある。

この点についても (3) と同様な信頼と情報の共有を基礎とする組織文化を作り上げていく対処の方法が考えられる。

(5) 小規模故に内部管理のためにコストがかかけられないという危険

内部管理体制の構築・維持においてはどうしてもコストがかかる。ところが、日本の助成財団ではかかるコストを当然とする資源又は組織文化がない可能性がある。

これは、キャパシティビルディング一般の問題にもつながる。したがって、キャパシティビルディング、寄付金獲得の手法等の議論に詳細は譲るが、たとえば、募集する寄附金のなかに、間接費を入れることへの工夫をこれまで以上に進めるべきであろう。

(6) 組織文化から生じる危険

助成財団の無償性（あるいは低廉な報酬・賃金）が、無責任な体制につながっていたり、あるいは、助成財団の目的の公共性が、組織を構成する人間の性が善なることというイメージ（性善説）につながっていたりする可能性がありうる。また、善いことを行うとき規則は不要である（作るときは人を信頼していないことのあかしである）との誤解が組織のなかにあるという可能性がありうる。また、「日本的」なガバナンス不全としてよく指摘されるような、機能・地位と人が分離していないという問題、名目上の責任者以外の者が実質的な責任者となっているという問題がありうる。日本の組織に通じて観察しうる規則についての問題、すなわち、不文のルールが存在する問題、あるいは遵守できないような厳しいものであるため、制定されている規定が実地の行動をコントロールできていないという問題が組織に存在する場合もありうる。

この点については、組織文化を変えていくことを地道に行うほかなない。規則についていえば、法人のためという意味のみならず、事故を未然に防ぐことが互いの身を守ることにともつながると意識を醸成すること、守ることができる身の丈に応じた規則をつくるということ、及び、遵守できているかどうか見直しが継続的に必要であるということが大切であることを指摘できる。

7 コンプライアンス遵守体制の構築・維持のためにできることは何か。

(1) 個々の財団ではどうか¹⁸。

まず、現状の確認が必要である（現状の確認をすべき時間と人手がないとすると、それ自体が問題である。）。

現状の確認をしたあとでの手順については、抽象的には、5、6で述べたとおりである。

問題は、内部管理体制が存在しないのに構築できない場合、及び内部管理体制が存在するも、機能していない場合である。おそらく、その原因は、6のいずれか又は複数にまたがるのではないかと思われる。執行部としては、抜本的に組織を見直し、理事（会）改革と監事改革をすることが必要かもしれない。

(2) では、助成財団のセクターとしてはどうか。

いうまでもなく、助成財団の信頼性の維持のために、コンプライアンス遵守の体制を、助成財団全体として広めていくことが重要であろう。

① 構築すべきコンプライアンス遵守の体制の最低限の基準とベストプラクティスの枠組みの双方を作る必要があるだろう¹⁹。その際は、法人内部の自立的な内部管理の仕組みについては、法人の規模と事業内容に応じた数種類のものが必要であろう。

② 外部からの監視については、何点か指摘することができる。第1に、内部管理体制によるチェック、監事・会計監査人によるチェックを経てそれでも漏れるものを外部からチェックするというのが本則の仕組みであるという全体的理解を法人も外部も共通に持つということが重要である。第2に、第1と通底するが、外部からの監視も民間によるものが本則であり、公益認定等委員会などの外部からのチェックはそれでも漏れ落ちたものに対して行われるということを通じた理解とすべきことである。第3に、外部からのチェックの方法として、第三者がチェックリストをもって行い、その結果を開示し、社会一般からの寄付の多寡と結びつけるという方法がありうるが、その際においても、①でのべたような最低限の基準とベストプラクティスの枠組みの双方を作ることを要請されよう。第3に、ステークホルダーが実質的な監視権限をもつような仕組みにする一つの方法として、条件付の寄付とすることも検討してよいことである。

18 不祥事が生じた後の対策については別途検討する必要がある。

19 助成財団のガバナンス一般、監事監査及び会計監査の方法については別途検討する必要がある。ここでは、内部管理体制の構築・維持に限る。

資産総額上位100財団(2013年度) — 2012年度との比較

				(単位:千円)			
2013	2012	財団名	資産総額	2013	2012	財団名	資産総額
1	2	上原記念生命科学財団	111,787,910	50	40	発酵研究所	13,579,801
2	1	武田科学振興財団	100,795,012	51	44	鈴木謙三記念医科学応用研究財団	13,416,742
3	3	笹川平和財団	85,235,154	52	43	吉田育英会	13,036,033
4	4	稲盛財団	85,087,033	53	68	ミズノスポーツ振興財団	12,758,519
5	5	博報児童教育振興会(博報財団)	52,621,679	54	45	放送文化基金	12,581,446
6	6	中谷医工計測技術振興財団	52,325,173	55	46	秋田県育英会	12,524,200
7	7	福武財団	45,277,979	56	83	立石科学技術振興財団	12,524,104
8	9	ヒロセ国際奨学財団	42,793,438	57	61	マブチ国際育英財団	12,414,438
9	12	ロームミュージックファンデーション	42,027,700	58	53	沖縄県国際交流・人材育成財団	11,677,750
10	11	上月財団	41,621,822	59	-	地域総合整備財団(ふるさと財団)	11,650,253
11	8	トヨタ財団	41,528,622	60	48	ニッセイ財団(日本生命財団)	11,491,600
12	14	木下記念事業団	41,254,027	61	49	野口研究所	11,357,905
13	-	神戸やまぶき財団	40,589,237	62	87	岩谷直治記念財団	11,224,022
14	10	新技術開発財団	39,235,816	63	52	三菱UFJ信託奨学財団	11,113,525
15	19	日揮・実吉奨学会	36,337,332	64	51	木口福祉財団	11,094,079
16	-	微生物化学研究会	35,016,212	65	67	伊藤謝恩育英財団	10,858,624
17	13	日本教育公務員弘済会	34,025,705	66	55	野村財団	10,846,553
18	23	小野奨学会	33,982,569	67	70	スルガ奨学財団	10,577,799
19	21	吉田秀雄記念事業財団	31,937,993	68	58	電気通信普及財団	10,535,471
20	18	電通育英会	31,320,742	69	62	角川文化振興財団	10,485,000
21	15	交通遺児育英会	30,774,713	70	65	国際花と緑の博覧会記念協会	10,306,057
22	16	平和中島財団	28,818,424	71	64	古岡奨学会	10,304,705
23	-	河川財団	28,453,035	72	56	新技術振興渡辺記念会	10,257,091
24	17	岡田文化財団	27,801,537	73	60	清水基金	10,254,538
25	25	セコム科学技術振興財団	26,748,535	74	80	佐藤陽国際奨学財団	10,123,127
26	20	旭硝子財団	24,289,664	75	-	日本音楽財団	9,982,377
27	22	東日本鉄道文化財団	24,130,364	76	54	櫻山奨学財団	9,654,586
28	24	住友財団	22,711,557	77	63	セゾン文化財団	9,637,603
29	32	村田学術振興財団	22,130,991	78	69	日本建設情報総合センター	9,562,438
30	33	持田記念医学薬学振興財団	21,964,147	79	59	中冨健康科学振興財団	9,562,252
31	27	三菱財団	21,413,519	80	78	高松宮妃癌研究基金	9,091,696
32	-	杉浦地域医療振興財団	21,024,639	81	50	科学技術交流財団	8,887,097
33	28	中島記念国際交流財団	20,936,311	82	75	天田財団	8,732,878
34	26	内藤記念科学振興財団	20,468,243	83	82	飯塚教育英会	8,639,124
35	38	小林国際奨学財団	18,939,848	84	72	ユニオンツール育英奨学会	8,574,759
36	41	松下幸之助記念財団	18,719,141	85	-	京都私学振興会	8,549,661
37	31	医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構	18,704,070	86	71	沖縄県社会福祉協議会	8,494,090
38	30	神奈川県社会福祉協議会	18,682,145	87	99	池谷科学技術振興財団	8,237,779
39	29	三越厚生事業団	18,227,388	88	73	日本証券奨学財団	8,173,652
40	34	日本食肉協議会	17,875,959	89	76	国土地理協会	8,102,171
41	47	国際科学技術財団	17,298,057	90	66	産業廃棄物処理事業振興財団	8,069,314
42	-	テルモ科学技術振興財団	17,210,848	91	-	社会福祉振興・試験センター	8,001,007
43	-	大分県市町村振興協会	16,481,259	92	74	ロータリー米山記念奨学会	7,973,076
44	35	飯島藤十郎記念食品科学振興財団	15,921,574	93	-	日本国際教育支援協会	7,950,350
45	37	本庄国際奨学財団	15,843,243	94	77	小原白梅育英基金	7,574,179
46	57	LIXIL住生活財団	15,542,287	95	81	小山台教育財団	7,449,169
47	-	高橋産業経済研究財団	14,768,599	96	98	野田産業科学研究所	7,365,529
48	36	大塚敏美育英奨学財団	14,605,122	97	84	長崎県社会福祉協議会	7,187,151
49	42	車両競技公益資金記念財団	14,108,533	98	97	西村奨学財団	7,117,878
				99	85	かがわ産業支援財団	7,057,683
				100	100	船井情報科学振興財団	6,885,672

注)2010年度の順位が入っていないものは、①データの提供がなかった、②100位以下であった、のいずれかである。

日本財団(資産総額:2,931.08億円)、JKA(資産総額:448.28億円)を除いている。

年間助成額上位100財団(2013年度) — 2012年度との比較

(単位：千円)

2013	2012	財団名	年間助成額	2013	2012	財団名	年間助成額
1	1	大阪府育英会	4,824,483	51	65	上月財団	239,968
2	3	日本教育公務員弘済会	3,948,421	52	41	臨床研究奨励基金	234,044
3	2	にいがた産業創造機構	2,340,276	53	46	清水基金	229,100
4	6	鹿児島県育英財団	1,736,298	54	57	がん集学的治療研究財団	223,660
5	4	武田科学振興財団	1,721,352	55	50	日本科学協会	215,170
6	7	三菱商事復興支援財団	1,304,804	56	49	野村財団	212,700
7	9	上原記念生命科学財団	1,221,800	57	79	大塚敏美育英奨学財団	212,000
8	8	むつ小川原地域・産業振興財団	1,145,080	58	72	わかやま産業振興財団	208,838
9	10	秋田県育英会	1,104,533	59	85	小林国際奨学財団	206,560
10	11	ロータリー米山記念奨学会	1,047,280	60	47	電通育英会	204,271
11	13	沖縄県国際交流・人材育成財団	1,029,617	61	62	三菱UFJ信託奨学財団	201,805
12	12	交通遺児育英会	965,880	62	-	北海道中小企業総合支援センター	200,193
13	-	大分県奨学会	880,039	63	56	稲盛財団	200,000
14	-	日本ユネスコ協会連盟	803,693	64	58	ニッセイ財団(日本生命財団)	198,907
15	5	日本国際教育支援協会	718,728	65	-	ロータリー日本財団	197,858
16	-	大分県市町村振興協会	611,480	66	59	吉田育英会	191,645
17	-	交流協会	595,885	67	-	毎日新聞東京社会事業団	191,041
18	27	企業メセナ協議会	554,290	68	44	日本糖尿病財団	185,009
19	18	内藤記念科学振興財団	532,147	69	-	みちのく未来基金	182,901
20	15	島根県育英会	516,908	70	61	日本鉄鋼協会	182,175
21	16	日本腎臓財団	492,782	71	52	ミズノスポーツ振興財団	180,450
22	19	新技術開発財団	470,185	72	63	村田学術振興財団	178,875
23	21	住友財団	464,544	73	75	かごしま産業支援センター	178,218
24	51	似鳥国際奨学財団	462,420	74	60	在宅医療助成 勇美記念財団	171,964
25	22	小野奨学会	458,161	75	70	伊藤国際教育交流財団	168,211
26	42	笹川平和財団	434,704	76	64	車両競技公益資金記念財団	166,568
27	23	発酵研究所	407,250	77	53	かがわ産業支援財団	161,357
28	28	喫煙科学研究財団	386,500	78	93	三重県産業支援センター	158,065
29	14	日本ワックスマン財団	385,714	79	71	北陸瓦斯奨学会	157,235
30	26	旭硝子財団	380,000	80	-	地域総合整備財団(ふるさと財団)	153,429
31	29	中央競馬馬主社会福祉財団	373,196	81	66	本庄国際奨学財団	152,062
32	30	三菱財団	371,500	82	67	文化財保護・芸術研究助成財団	151,698
33	24	トヨタ財団	364,000	83	-	船井情報科学振興財団	150,773
34	32	朝鮮奨学会	351,220	84	77	東レ科学振興会	145,000
35	34	セコム科学技術振興財団	340,513	85	74	飯塚教育英会	143,730
36	20	平和中島財団	334,192	86	92	古岡奨学会	141,548
37	35	日揮・実吉奨学会	331,187	87	84	飯島藤十郎記念食品科学振興財団	141,280
38	-	河川財団	330,000	88	82	住友電工グループ社会貢献基金	138,126
39	33	栃木県育英会	329,316	89	78	福太郎奨学財団	136,200
40	31	循環器病研究振興財団	316,049	90	91	図書館振興財団	135,621
41	36	日本食肉協議会	311,503	91	45	日本アレルギー協会	132,282
42	40	持田記念医学薬学振興財団	310,500	92	89	マブチ国際育英財団	131,663
43	17	ロームミュージックファンデーション	307,635	93	98	日本メイスン財団	131,368
44	37	キャノン財団	294,000	94	-	東京生化学研究会	131,180
45	48	いわて産業振興センター	288,429	95	87	けんしん育英会	130,940
46	39	中島記念国際交流財団	282,906	96	80	先進医薬研究振興財団	130,000
47	54	富山県新世紀産業機構	276,839	97	100	第一三共生命科学研究振興財団	128,987
48	55	セブン-イレブン記念財団	273,286	98	-	アステラス病態代謝研究会	127,500
49	43	ヒロセ国際奨学財団	262,080	99	-	山形県産業技術振興機構	125,819
50	38	日本国際協力財団	242,056	100	99	高山国際教育財団	123,981

※ 日本財団(年間助成額：226.58億円)、JKA(年間助成額：38.75億円)を除いている。

日本教育公務員弘済会では教育情報誌『きょうこう特別号』にて東日本大震災を体験した児童・生徒からの声の特集

公益財団法人 日本教育公務員弘済会では教育情報誌『きょうこう特別号』を発行いたしました。

その趣旨は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を体験した児童・生徒からの声(15編)を通じて、子どもたちの共通の思い「～あの日を忘れてはならない、未来にすすむために～」を数多くの方々に知っていただくことです。

1 特別号配布先

- (1) 被災3県(岩手、宮城、福島) 教職員全員
- (2) その他の都道府県 公立の小・中・高・特別支援の各学校に5部
- (3) 合計発行部数:23万部

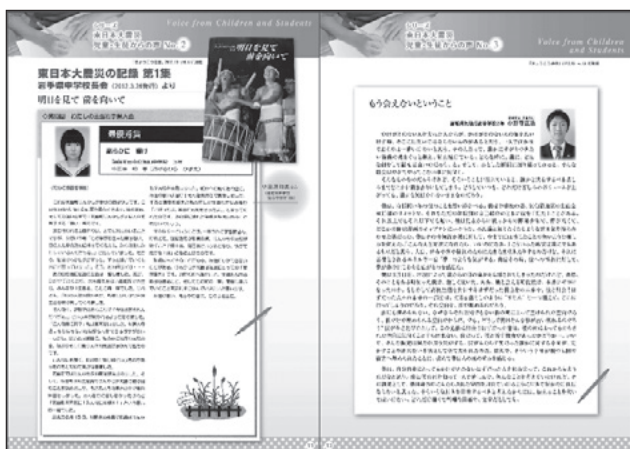
2 当会の東日本大震災被災者に対する支援事業

- (1) 日教弘義援金として130,000,000円を日本赤十字社に寄付しました。
- (2) 被災者に対する貸与奨学金58,506,300円 93件を免除しました。
- (3) 義援金給付奨学生事業
県内外において避難生活をしている児童生徒を対象とし、1人2万円の奨学金給付を行いました。

年度	人数	金額
平成23年度	20,062人	238,070,000円
平成24年度	19,863人	419,910,182円
平成25年度	18,298人	397,977,122円
平成26年度	17,135人	386,900,732円
合計	75,358人	1,442,858,036円

4年間合計で75,358人、1,442,858,036円を給付しました。

数に限りがございますが、ご希望の方には送付することも可能です。この機会に是非当会の事業への御理解を賜りますようお願いいたします。



公益財団法人 日本教育公務員弘済会
事業課長 深見 和孝
TEL:03-3354-4001

助成財団 ニュース News

新入会員財団のご案内

法人会員

一般財団法人篠原欣子記念財団

(代表理事：篠原 欣子 所在地：東京都新宿区)

一般財団法人ニッポンハム食の未来財団

(理事長：山田 良司 所在地：茨城県つくば市)

RA協議会第1回年次大会開催のご案内

平成27年9月1日(火)、2日(水)

信州大学長野(工学)キャンパス

昨今、各大学では、競争的外部資金の獲得のための専門セクションを設け、研究者への助成金獲得の支援事業等を展開しています。この度、そのセクションのネットワーク組織であるRA協議会が下記の通り、第1回の年次大会を9月に開催いたします。こ

の大会に当センターはRA協議会と共催で「民間助成財団と助成について一助成金獲得に向けた留意点など」というセッション(9月1日午前開催)を行うことになりました。研究助成を行っている財団等ご関心のある方は是非参加して、ネットワークを広げてください。

【参加登録・詳細】

RA協議会第1回年次大会ホームページ

<http://www.rman.jp/meetings2015/>

会員募集中!!

助成財団センターの活動を会員として支えてください。皆様のご入会を随時お受けしています。詳細はセンターまでお問い合わせ下さい。

団体会員 一口50,000円/年(年度の途中(10月1日以降)にご入会の場合は、)
個人会員 一口10,000円/年(当該年度の会費を半額と致します。)

主な会員特典

1. 各種セミナー・研修会等へ会員料金が適用され、優先的に参加出来ます
2. 移行認定に関する相談、移行後の助成財団の運営に関する様々な相談が無料で受けられ、関係情報を得ることが出来ます
3. 部会研究会や研修懇談会等を通して会員同士の研鑽・情報交換・交流の場が得られネットワークづくりに役立ちます
4. 当センターが提供する主要データ集としての「助成団体要覧」「助成金応募ガイド」の無料配布が受けられます
など

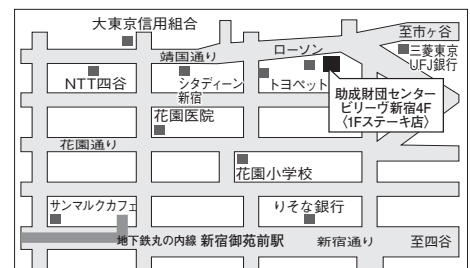
編集後記

◆今号は、五十嵐暁郎さんより「相互扶助思想の遺産から民間助成財団を考える」と題してご寄稿いただきました。「相互扶助」は従来、当センターのセミナー等で取り上げている助成する側と助成される側が対等のパートナーシップであること、また市民の資金を循環する昨今の市民ファンドにも通じるお話です。是非お読みください。

◆もうひとつ、弁護士で当センターの評議員でもある濱口博史さんより、「助成財団とコンプライアンス」についてご寄稿いただきました。昨年、助成財団やNPO法人である市民ファンドで、資金横領事件が発生しました。決して他人事ではなく、改めて見直すきっかけにさせていただきたいと思えます。

◆現在、毎年恒例の助成団体データベース調査を行っております。6月30日に調査票を発送しました。ご返送いただきました皆さま、ありがとうございます。既に締切日(7月24日)は過ぎておりますが、まだご返送いただいていない方々におかれましては、お手数ですが、是非ともご協力いただきますようお願いいたします。なお、調査表が来てないという場合は、至急ご連絡ください。

(湯瀬 秀行)



※地下鉄丸の内線新宿御苑前駅の四谷寄りの出口をご利用下さい。(四谷方面からお越しの方はホーム中央の地下通路を反対側に渡って下さい。)

JFC Views No.84 August 2015

編集・発行 公益財団法人 助成財団センター

発行日 2015年8月12日

編集・発行人 田中 皓

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-26-9 ビリーヴ新宿4階

Tel 03-3350-1857 / Fax 03-3350-1858

URL <http://www.jfc.or.jp>

E-mail pref@jfc.or.jp